

平成 30 年度 教育学部 F D シンポジウム 人権講習会報告

石井 浩一（保健体育講座）

日時：2018 年 12 月 20 日（木）14:30-

場所：教育学部本館 2 階会議室

演者：山下 光

教授会の前に本講習会は行われた。山下先生から、冒頭、「障害者差別解消法」（平成 25 年 6 月 26 日公布。平成 28 年 4 月 1 日施行。）について簡単な説明があった。筆者はこの法律を知らなかった。

次に、共生社会とは何か、について 2 つの定義と一つの大きな課題を示された。次に、障害を理由とする差別について例示があった。レストラン等への入店を拒否することは違法であることを再確認した。以前、ニュースで見たことがあったのを思い出した。

次に、合理的配慮についてのお話があった。「障害者差別解消法」の施行後、障害学生の把握が進んだことは、平成 29 年度に行われた「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」を示していただいた。

次に、障害の社会モデルと個人（医学）モデルについて示された上で、社会モデルの視点として、大阪府人権協会の例を挙げられた。

次に、通常学級に在籍する発達障害について図をもとに話された。通常学級に在籍する発達障害については、だいぶ前から知人の教員等を通して知ってはいた。しかし、発達障害の特性は、本人のせいではなく、脳の機能不全によるものであることは、近年になって知ったことであり、今回の山下先生のお話で再確認したことである。

次に、学校教育における「合理的配慮」の定義について説明があった。私がこれまで受け持った学生のなかにも対象者が何人かおり、今回のお話で認識を新たにした。

次に、学習障害(LD)、注意欠陥（欠如）多動性障害(ADHD)の教育的定義、特性についてお話があった。この障害については、メディアや知人から断片的な情報は得ていたが、実際学校現場でどういうことが現れるのか、については最近まで知らなかった。

高機能自閉症（ただし、この用語は使用されなくなってきているというお話があった）については知らなかったが、自閉症というのは知っていたし、筆者は院生のときに自閉症の子ども相手のアルバイトをしたことがある。自閉症の子と向き合ったのはそれだけで、高機能自閉症ではなかったと記憶している。高機能自閉症という言葉は米津玄師の登場で知ることとなった。

その他、発達障害やその他の障害を持っているといわれている各界の著名人が紹介され、発達障害は決してマイナスではなく、その強みを生かして芸能界で活躍している例が紹介された。また、研究者や学者、中学・高校や予備校・塾などの理数系、美術、芸術、音楽、歴史、社会などの教師にも発達障害は多い、ということであるから、今日のお話は身近なことがらであることがわかった。今後は、山下先生のお話で発見したこと、再確認したことを自分の頭のなかにしっかりと落としこみ、教員の仕事に当たっていきたいと思う。